

# The Kansai University Bulletin

Osaka, March 15th, 1924—No. 17

# 關西大學報

行發日五十月三

號七十第

年三十正大

Pascal (1623—1662) —— Descartes (1596—1650)



一の畫壁學大ヌーポルソ  
ろこきるす明説にトルカデを驗實の則原るす闇に力壓るたれらへ加に體液ガルカスパ

阪 大

堺佐土話電  
番〇七五五・九四〇一

關西大學報局

座口金貯替振  
番五七八二一阪大

# 千里山學報 第十七號

## 目 次

挿 繪 —— ソルボーヌ大學壁畫の（表紙）——コロニア大學一八八五年度卒業生寄贈のサンダムアル—武田藏之助氏——パリ學士院——千里山八景懸賞寫真發表

上海に於ける支那人と外國人間の爭議に關する審理制並に治外法權の撤廢に就て

關西大學講師 武田藏之助

學內報——本學教授の學外出講——塙原文部督學官及び小菅文部屬の本學視察——社會科學研究會第八回例會——大學豫科授業終了——大學豫科修了試驗施行——學部各科授業終了——專門部授業終了——事門部豫科修了試驗並に同本科卒業試驗施行——

皇太子殿下御成婚記念文庫に就て——外國大學の寫眞その他の蒐集——佛國トリノ市に於ける岩崎教授の講演——岩崎教授の歸朝期——柿崎事務理事長就任——文學科新設認可——宮島事務理事並に木式會社長辭任——林贊助員の宇治川電氣株式會社下幹事の上京——服部教授の學外出講——本學商學部に經濟學科新設認可

歐米の學界

校友の面影——堀正秀氏と松本靜史氏

學生彙報

皇太子殿下御成婚記念文庫資金寄附申込者芳名

本學擴張基金寄附申込者芳名

千里山學報維持費受領報告

雜錄——新刊紹介——編輯餘錄

## 新卒業生諸君を送る

(卷頭言)

所謂三年螢雪の努力が空しからずここに酬ひられて、めでたく本學にその業を卒へられる諸君に對し、衷心から慶祝の意を表せざるを得ない。

邦語で卒業と謂ふ

言葉は恰も英語の始業 (commencement) の語に相當する。憶ふに前者は諸君の學生生活——即ち過去三箇年的生活の見地から

學內報——本學教授の學外出講——塙原文部督學官及び小菅文部屬の本學視察——社會科學研究會第八回例會——大學豫科授業終了——大學豫科修了試驗施行——學部各科授業終了——專門部授業終了——事門部豫科修了試驗並に同本科卒業試驗施行——

皇太子殿下御成婚記念文庫に就て——外國大學の寫眞その他の蒐集——佛國トリノ市に於ける岩崎教授の講演——岩崎教授の歸朝期——柿崎事務理事長就任——文學科新設認可——宮島事務理事並に木式會社長辭任——林贊助員の宇治川電氣株式會社下幹事の上京——服部教授の學外出講——本學商學部に經濟學科新設認可

歐米の學界

校友の面影——堀正秀氏と松本靜史氏

學生彙報

皇太子殿下御成婚記念文庫資金寄附申込者芳名

本學擴張基金寄附申込者芳名

千里山學報維持費受領報告

雜錄——新刊紹介——編輯餘錄

り、社會は不斷の進化である。諸君が既に經來つた本學三箇年の過程は、以て實社會に活躍する上に於ける指針たるには十分であらう。この指針に従つて如何に諸君自身を處すべきかは、ただ諸君今後の行き方に俟つ外はない。

冀はくは單に大學の卒業のみを以て、人生の能事終れりと思惟することなく、更にその修養の過程を進め、益々其の研鑽の歩を延ばされんことを。諸君の榮ある門出に際し先づ希望して已まぬところで

只管祈つて已まぬ次第である。

最後に尙ほ一言附加したいのは、諸君が終生を通じてその生活内容の最大部分を占むべきは校を偲ぶ唯一のよすがであり、母校が常にその禍福を氣づかふ諸君と相携ふる無二の機關である本誌即ち千里山學報は、諸君の十分なる利用に依つて、益其の機能を發揮し得るものなることを諒知せられたいことこれである。否啻に諸君が過去を偲び母校を顧る意味に於てのみでなく、諸君の目醒ましい社會的活動の情況を學

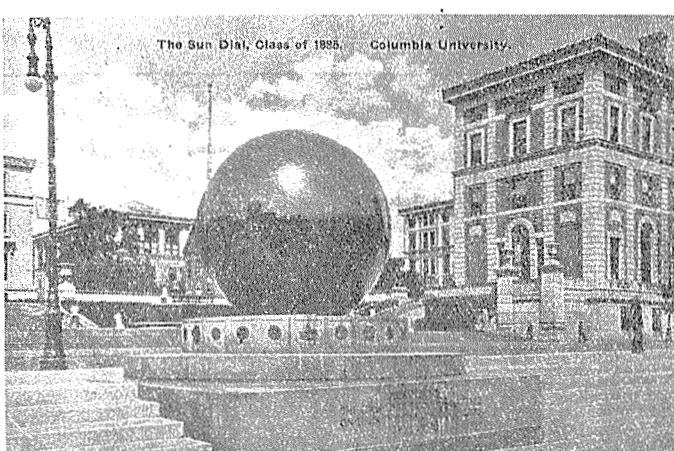
社會に臨まれることである。今後諸君の行くところ必ず影の形に從ふ

るが故に、ここに贅言を繰り返すの煩を避けるが、諸君の榮達は常にその

喜びを母校に傳へ、諸君の失意は必ずその悲しみを母校に齋するものである。

他面母校の繁榮は直ちに諸君の背後の力

力を増すものであり、母校の不振は期せずして累を諸君に及ぼすものであ



The Sun Dial, Class of 1885. Columbia University.

大學の最大使命の一  
である學理の討究に於ては、諸君は既に學生としてその爲すべきを爲し卒せ、更にその他の一である人格の陶冶に於ても、又既に社會に出でて耻づるどころなきに至つたことは言ふまでもない。

然しながら、人生は絶えざる流轉であ

如く、母校がその背後に立つて云ふことは、ユニヴァーシティ。マンたる諸君の運命であり、特權である。母校とその出身者即ち校友との關係に就ては、吾人が既に本誌第三號本欄に於て、その他多くの機會に於て述べ盡したところ

人は本誌を通じて更に多くを諸君に期待するものであることを、永く諸君の脳裏に銘記せられたい事これである。かくて本誌が永久に諸君の友たることを得、諸君と母校と、更に後身學生と彼等を刺戟し、啓發する意味に於て、吾人

て最も満足とするところである。

## 上海に於ける支那人と外國人間の争議に關する審理制度に治外法權の撤廃に就て

關西大學講師 武田藏之助

る所謂記錄官 (Registrar) 設置せらるる等漸次會審章程に認める組織慣習をも生ずるに至りき。その後支那共和國成るや、一九一三年支那政府は北京公使團並に上海領事團に對し、會審衙門監督權の引渡を求めたりしがこれも亦その儘になりたり。

余曾て一學生より、上海に於ける支那人對外人、

外人對外人間の取引上より生ずる爭議解決方法として仲裁裁判制度の有無、その他現行司法制度につき質問せらる。依つて去る冬期休暇を利用して上海に遊び、取調べたる一部につきノン執筆せり。

### 第一節 上海に於ける所謂會審衙門

かの有名なる長髮賊の亂後、支那は國內亂れ

は單に公解、或は會審衙門公堂とも稱す。以前は佛國居留地と英米租界、所謂共同租界として仲裁裁判制度の有無、その他現行司法制度につき質問せらる。依つて去る冬期休暇を利用して上海に遊び、取調べたる一部につきノン執筆せり。

浙江路海寧輪南に移轉す。これが法廷の構造は總て英國式にして、英國の裁判所に倣ひたるため、我國に於ける法廷の構造と自らの趣を異にするといふあり。尙ほ會審衙門は上海の外廈門に在り曰く。その他天津、漢口等の居留地に設置の議各國領事間に起りたりしが、これが據るべき法制明かならざりしため事毎に支那人と外國人との間に紛争絶えざりき。こに於て一八六九年



一九〇五年上海領事團は會審章程の改正を議し、北京公使團

を經て支那政府に交渉中、一九一一年第一次革命の勃發となり、清國政府その存在を失ひ、爾來會審衙門は上海領事團の監督するところなり、遂に裁判官には正會審官(正職員)と稱し一名—Senior Magistrate)と副會審官(副職員)と稱し四名—Magistrate)とあり、兩者を總稱して會審公廨委員(公廨員)と稱し、外國側の會審官即ち立會裁判官は Assessors と稱し、各國上海駐在總領事又は領事が自己の領事官員中より適當なる者を選任す。その資格に制限なかりしため、國によりては通譯生又は書記生を以てこれを充てたるところありしが、現今にては各國共に支那語並に英語に通達せる副領事を以てす。戰前ドイツにては、特に Assessor なる官職を設けて副領事と同等の待遇を與へたり。現在會審員の數は十一名にして、英・米各二名、日・伊・和・葡・西・瑞・等各一名とす。而して日・

會審衙門 (Mixed Court) なる名稱は、支那に於ける獨特の名稱にして、英語にては The Mixed Court と謂ひ、邦語の所謂混合裁判外國籍護士の出廷を認許せり。尙ほ訴訟準備會計等の事務を掌る所に比適すべからむのか、支那人は會審公廨又は單に公解、或は會審衙門公堂とも稱す。以前は佛國居留地と英米租界、所謂共同租界として仲裁裁判制度の有無、その他現行司法制度につき質問せらる。依つて去る冬期休暇を利用して上海に遊び、取調べたる一部につきノン執筆せり。

浙江路海寧輪南に移轉す。これが法廷の構造は總て英國式にして、英國の裁判所に倣ひたるため、我國に於ける法廷の構造と自らの趣を異にするといふあり。尙ほ會審衙門は上海の外廈門に在り曰く。その他天津、漢口等の居留地に設置の議各國領事間に起りたりしが、これが據るべき法制明かならざりしため事毎に支那人と外國人との間に紛争絶えざりき。こに於て一八六九年

Sitting あり。

右の外補助機關として支那側には辦理處

(Magistrate Office)、秘書處(Secretary Office)

—秘書、翻譯事務を掌る)、文牘科(Writers

Office —漢文判決の淨寫、書信の起草を掌る)

あり、外國側には Registrar's Office (檢察官廳)と稱し檢察事務を掌る)あり、その下に

Security Office (交保書の稱し保釋事務を掌る)、Account Office (收支處の稱し(會計事務を掌る)あり、又 General Office (總寫字間と稱し刑事事件を掌る)、Office for Foreign Civil Cases (洋務案處と稱し外國關係の民事事件の文書送達等を掌る)、Office for Chinese Civil Cases (華務案處と稱し支那人間の民事事件の文書送達を掌る)等あり。

(1) 佛國居留地會審衙門は共同居留地會審衙門の如く特立せる衙門を有せず、佛國領事館内に設置せられ支那會審官、佛國會審官各一名により組織せらるものにして、その他略ほ共同居留地會審衙門と同一なるも、共同居留地會審衙門の如き各種の補助機關を有せず取扱事件數も極めて少きため一週三回(月・水・金午前)開廷す。

### 第二 管轄・手續、會審方法

(1) 土地の管轄に就ては上海居留地の區域を以て限らるるも、當事者の一方が居留地内に居所を有するか又は繫争物件が居留地内にある時、又は繫争取引が居留地内にて行はれたる時は、居留地外(舊域内に居住する支那人の如き)に居住する支那人に關する事件の如きに雖も、會審衙門これが管轄權を有するを以て、會審衙門に訴訟を提起することを得。裁判所の事物の管轄に就ては別に制限なし。而

して人に關する管轄に就ては、總て被告主義に據る。即ち原告が支那人たる外國人たる事を問はず、苟も被告が支那人たる總ての事件を管轄する外、無籍國人、治外法權を有せざる國人は支那人同一に取扱はれ、總て會審衙門の管轄に屬す。故に最近に於てはドイツ人、ロシア人をこれに包含す。但し原被告共に支那人なる時は被告主義に據るも、被告が共同居留地内にその居所を有する時は共同居留地會審衙門、その居所を佛國居留地内に有する時は佛國居留地會審衙門その管轄権を有す。これに反し原告が外國人なる場合は原告主義に據り、原告が外國人なる時は佛國居留地會審衙門、その他の外國人なる時は總て共同居住する場合、支那政府は『以原就被告』原則に據り會審衙門がその管轄権を有す。然るに原告が外國人にして被告支那人が居留地外に居住する場合、支那政府は『以原就被告』原則に據り會審衙門に訴狀を提起すべきものにあらずと主張し、外國側は『以被就原』が習慣的既得権ありと主張し議論決せざりしが、遂に支那側は讓歩するに至りき。

(二)民事件に就ては、原告が支那人なる場合は直接會審衙門に支那人の訴狀を提起し、

原告が外國人なる場合はその所屬國領事館を通じて訴狀を會審衙門に提起す。而して共同居留地會審衙門に於て原告が日本人なる場合は、日本文の外同一英文及び支那文の訴狀添付し、他の外國人は英文の外支那文の訴狀添付す。訴訟費用(印稅)は支那人と外國人とに據り差異あり。即ち原告が支那人なる時は、訴狀提出の際訴訟額の一分五厘、裁判開廷前即ち審理の際更に一分五厘支拂ふことを要す。これに反して原告が外國人なる時は、

各領事館によりその取扱を異にするも、訴状に共に一定金額をその所屬領事館に納入する外別に訴訟費用を必要とせず。例へば、原告が日本人なる場合は訴訟價格五拾圓以内は參圓、百圓以内は五圓、貳百五拾圓以内は拾圓、五百圓以内は拾五圓、千圓以内は貳拾圓、五千圓未満は參拾圓、壹萬圓未満四拾圓、壹萬圓以上は五拾圓を日本領事館に納入せしむ。これに反し英國にては審理毎に一回一定の手數料を徴收し、米國は總て無手數料とす。訴状には被告の住所氏名を明記せざるのみならず、訴状に對する期日呼出狀(Summons)の如き書記作成せず特に擔任裁判官自らこれを作成す。これ蓋し從來被告の住所を明記し又是呼出狀の送達を會審衙門の吏員に一任せしるに、送達前又は審理前被告に洩れ又は被告の知るところとなり、裁判前に被告は遅早く上海より遁走するか或は巧に財産の隠匿を爲し、支那人に對する訴訟は多くの場合その目的を達せざりしを以てなり。ここに於て止むなく第十九世紀の初頃ヨーロッパに存在した上海より遁走するか或は巧に財産の隠匿を爲し、支那人に對する訴訟は多くの場合その目的を達せざりしを以てなり。ここに於て止むなく第十九世紀の初頃ヨーロッパに存在した上海より遁走するか或は巧に財産の隠匿を爲し、支那人に對する訴訟は多くの場合その目的を達せざりしを以てなり。ここに於て止むなく第十九世紀の初頃ヨーロッパに存在した上海より遁走するか或は巧に財産の隠匿を爲し、支那人に對する訴訟は多くの場合その目的を達せざりしを以てなり。

（三）會審の方法は、民事事件に就ては支那裁判官又は原告が適當と認むる保證金を納入し又は保證人を立てたる時は、被告を釋放することを得。例へば訴額の二分の一又は貸金請求事件に於ては該金額の八割の保證金を裁判所に供託したる時は釋放せらるるを通常とす。然れども該制度は理論上權力の濫用となり弊害を多く生じたりしを以て、最近裁判所は保證を立てしむるに至れり。通常該保證金は請求金額の三分の一とす。

刑事案件に就ては、英米法に倣ひ被害者告知主義を探り、被害者より直接居留地警察署に告訴し、被告人支那人なる場合は警察署に引致取調の上二十四時間内に被害者外國人にして佛國人なる場合を除き、總て共同居留地會審衙門に送致審理を爲すことを管轄に就きて述べる。故に被害者日本人なる場合は日本副領事參加の上、支那會審官と合議審理を爲し即日判決を言渡す。但し第一次革命以前に於ては、重罪事件(殺人犯、放火犯の如き)は、上海知縣衙門に於て、知縣自ら審理を爲したりしが、かくの如きは外國人に不利となりしを以て、上海領事團會議の結果、會審衙門にて審理を爲したる上支那官憲に引渡すことをせり。然るに第一次革命の勃發以來、總て上海領事團の權限に歸するに至れり。勿論場合によりては、死刑又は特別事件の犯人に限り支那官憲に引渡すことあり。

尚ほ支那人に關する刑事案件にして、犯罪が居留地内に行はれ、犯人が居留地外に逃亡したる場合、或は犯罪が居留地外に行はれ、犯人が居留地内に逃走し來りたる場合の裁判管轄に關し、普通前者の場合には支那官憲に於て犯人を逮捕の上犯罪行為地の如何により共

同居留地會審衙門或は佛國居留地會審衙門に送致するも、犯人の居所居留地外なる場合はその儘となることあり。後者の場合には、その逃れ來れる所屬地の會審衙門に於て審理の上當該支那官憲に犯人を引渡す。

(三)會審の方法は、民事事件に就ては支那裁

判官、會審官各一名にて合議審理を爲す。何

等法服の制定なし。若し利害關係が數ヶ國の

人に亘る時は、數人の會審官同時に立會參加するこあり。原告が支那人の場合は、支那裁

判官(一名)の外日、英、米、伊の四ヶ國の内よ

り交代にてその一人参加し、原告が外國人の

場合は、支那裁判官の外原告所屬國の會審官

に参加の上會議審理す。而して審理は純然たる

口頭辯論主義にして、證人訊問は直接訊問主

義とす。原告が日本人たる外國人たるこを

問はず、原告自ら訴訟を爲すと訴訟代理人を

してこれを爲さしむることを問はず、口頭辯

論は英語を使用するを以て、英語に堪能なる

支那人の補佐人を介して通譯せしむるにあら

ざれば支那裁判官に通ぜざる等、實に原告被

告共に意思の傳達に繁雜この上なく不便なり

と謂はざるべからず。被告の答辯書、差出期

間は訴狀送達後二十日間内にして、若しこの

期間内に答辯書を提出せざる時は、縱令被告

が會審期日に出頭するも、原告は缺席判決の

請求を爲し、被告は特に裁判官の同意又は原

告の合意を得たる場合の外、本案に於て争ふ

ことを得ず。爭點は原告被告共に書面により

第一回口頭辯論までに詳細に準備の上陳述す

べき義務あるを以て訴訟の進行早く、即決あ

り、一週間後に言渡すこあり、複雜なる事

件も雖も二ヶ月を出でずに終了するを普通です。刑事案件に就ても亦同じ。通常會審部門に於ては刑事案件を先に民事事件を後に審理するを慣例です。而して被告告知人日本人なる場合縱令會審官が日本副領事も、訊問に總て英語を使用するを以て、告訴人は日本人の通譯（英譯者）を介することを要す。こに他國に見られざるは、支那裁判官は更に支那人の通譯補佐人を必要とするところなり。例へば刑事被告人が西藏又は雲南人にして支那裁判官が直隸人なる時は、言語通せず審理困難なるを以て、別に支那人の通譯官裁判官と同席の上事件の進行を計れり。

以上述べたる點は佛國居留地會審衙門に於ても略ぼ同様なるを以て更めて述べず。

### 第三 控訴、再審

被告人にして敗訴の言渡を受けたる時は、被告は直ちにこれが履行を爲すべき義務あることを勿論にして、若し完済すること能はざる時は已に述べたるが如く、これが支拂を完了するか或は裁判官の認むる保證人を立つるまで、會審衙門内留置場に留置せらる。而して會審衙門の判決に對し不服ある時は上級官衙に控訴することを得。即ち會審章程第十條第十六項には『若し兩告決判に對し不服なるものは上海道衙門及び領事館に赴き控訴し覆審することを許す』あります。然れども第一次革命以來事實上行使せられざるに至りしを以て、現在に於ては民事刑事共に控訴の制度なしと言ひはざるべからず。これに反し再審（Rehearing）の制度認めらる。蓋し會審衙門に於て適用せらるべき法律は、支那現行諸法或は斬舊行法なり。雖も現在にては刑法の全部、商法中會

社法の一部（公司條例）の外成文法なきのみならず、前記法律も全國を通じて完全に行はれず。追加會審章程第九條に『凡そ會審事件にして清國法規の存在せざる時は會審衙門はその習慣により公平に處斷す』と規定するも、會審衙門にはこれを適用すべき統一法規慣習なく、凡て各會審官の自由裁量により判決するを以て自ら裁判例の統一を缺くこと甚しく、ここに於てか再審方法として再審の制度認めらるるに至れり。

### 第四 上海地方審判廳

上海に於ては各國居留地内に於ける裁判所の外、舊上海域内に純然たる支那裁判所あり、これを上海地方審判廳と曰ふ。形式上完備せりと稱せらるるも早堂、會堂、晚堂と稱し日曜日を除き刑事事件たる民事事件たるを問はず一日三度開廷を爲し、以て賄賂の收受を使ならしむ。例へば早堂にて敗訴したる被告は、直ちに賄賂を贈る。裁判官は再審を命じ會堂に於て原告に敗訴を言渡す。原告更に賄賂を爲す。裁判官は再審を命ず。若し被告の贈賄額にして原告の贈賄額より多き時は、被告の賄賂を收受し原告に敗訴を言渡す。同額なる時は被告の贈賄金を返還し再び原告に勝訴の言渡を爲す。支那裁判官が賄賂を收受するに最も便利なるより設けたる制度たり。

（二）民刑事件を區別し凡ての審問並に判決を公にし刑事案件には事實的證據、人的證言に重きを置き自白を強制すべき具體的處罰の適用を廢したる外正規の試験に合格したるか又はこれに相當すべき者に非れば辯護士たる職務を取ることを許さざること。

（木）裁判官の多くは外國の大學生に學び正規の訓練を受けたる者なること。

### （ヘ）監獄及び警察制度は改革、或は改善せられたること。

正十年十月下旬、北京に於て開催せられたる國際辯護士協會に於て、我出席者は治外法權撤廢に賛意を表し且つ援助を聲明したる外、英國は一九〇一年英支條約により司法制度の改善と共に、治外法權を廢止するの意思を有すと聲明したるが如き、昨今各國共これが問題に留意するに至れり。

### 二

支那政府が領事裁判は領土主權の運用と兩立せざるものと主張する外、これが撤廢の理由とするところ左の如し。

（イ）政權の分立を規定し、人民の生命財産の不可侵權を確證し、更に司法權の獨立を保証せること。

（ロ）刑法、民法、商法、民刑事訴訟法の五法典の準備を完了したる外、該法律中已に公布したるものあり、且つこれ等の法典は何れも先進諸國の法律を採用し、支那の國狀に適合せしめたること。

（ハ）新に三階段の裁判所即ち地方裁判所、高檢察廳の制度を設けたること。

治外法權に基く裁判所として、前記會審衙門の外に各國は上海に於て領事裁判所を有す。

内報

本學教授の學外出講

去る二月九日午後一時から、大阪府中河内郡八尾町、府立八尾中學校の聘に應じ、本學宮島、服部兩教授及び北村講師の三氏は同校に

出講し各一場の講演を試みた。

定刻、重藤同校校長の歡迎の挨拶に次で、先づ北村講師は『スポーツに就て』なる題下に、

運動が人格陶冶の上に必要なることを説き、

服部教授は『社會的訓練と國民的精神』と題して、日本人には大體に於て共同生活上の訓練

の不足から、同胞同志の間の生活にすら非社會的傾向の顯著なるもの多いことを、幾多の實例を擧げて説明し、國民精神の涵養と同時により一層社會教育に力を注ぐことが目下の急務であると述べ、最後に宮島教授は、英語を以て中學生によく判らせるため、極めて明瞭に、且つ極めて悠々と、university man との差異から説き初め、今日の大學は廣く門戸を開放して、一般に教育の機會均等を期してはゐるが、然しながら、大學が idle, incompetent, vicious の徒を收容する感化院でない以上、總ての者が大學に行くことは無意味である。従つて、この意味に於て同校の生徒諸君の總てが大學に行くだけの資格あり、能力あるものであつて欲しいと期待したところで、この期待が冷い現實のファクトと一致するものである。

これは到底考へ得ないが、兎に角さうあらんことを希望する論じ、關西大學の四大目的の

一に數へてゐる International minded man を説いて結んだ。因にこの講演に就いて、同僚芳配をこゝに深謝する次第である。

尙ほ講演は同日午後四時に終つたが、その後で右本學教授諸氏歡迎の宴會が、同校卒業者諸氏に依つて、八尾町山德に於て開催せられ、左記の諸氏の出席があつた。

大阪府會議員飯田三四郎氏、同森田眞太郎氏、同木村匡雄氏、大阪地方裁判所判事砂原常治郎氏、山岡倭氏、辯護士木村教諦氏、同木村教俊氏、八尾中學校長重藤利一氏、宮島本學教授、服部本學教授、北村本學講師。

授、平松講師、戸田省三氏、中村良之助氏、森川太郎氏。

大學豫科授業終了

本學大學豫科第三學年は二月九日限り、同第一學年及び第二學年は二月二十七日限り、何れも本學年度の授業を終了した。

本學大學豫科修了試験施行

二月十八日から同月二十三日まで、本學大學豫科修了試験(大學豫科第三學年學年試験)を施行した。

本學豫科修了試験施行

學部各科授業終了

本學學部各科各學年とも二月二十三日限り、本學年度の授業を終了した。

專門部授業終了

本學專門部本科及び豫科各學年とも、二月下旬を以て本學年度の授業を終了した。

專門部豫科修了試験並に

同本科卒業試験施行

本學專門部豫科修了試験(第三學年學年試験)

並に同本科卒業試験は、二月中旬から同月下旬までにそれ施行された。

皇太子殿下御成婚記念  
文庫に就て

伊國トリノ市に於ける  
岩崎教授の講演

過般御舉行の皇太子殿下の御成婚を記念するふ題目の下に、約一時間半に亘つて獨自の蘊蓄を披瀝するところがあつたが、前回の村上教授の「バルテノンの藝術」を東西相對比して、特に興味深きものがあつた。

出席者——沖中講師、賀來講師、田邊講師、辰巳講師、中村教授、村上教授、小泉教授、櫻井教

る向多く、既に別項(第九頁参照)所報の通り、豫期以上に該基金の寄贈を受けつた。特に大方の御厚情を銘謝する次第である。

外國大學の寫真  
その他の蒐集

這般本學は、外國諸大學に關する寫真、繪葉書、各國著名の學者の肖像等の蒐集を企て、種種の方法でその計畫達成に力を盡してゐるが、幸各方面からの贊同もあり、先般エヂュケーション・ウイーク中の一事業として開催した歐米學者肖像展覽會に示したものを受け、既にこの種のコレクションとしては相當立派なものが出來上つてゐる。

殊に大阪市視學山樹義重氏の如き、特にこの企てを援助されて珍しい寫真數十點を寄贈せられた。ここに同氏の御芳志に對し、深く感謝の意を表する次第である。

本誌讀者各位ノ申テ、外國大學ノ寫真、繪葉書或ハ各國學者ノ肖像畫等御所藏ノ方ガ多々在テ、レルコトト存ジマス。サウ云フ方ニ、若シヨノ種ノ御所藏品申御差支ノナイモノガアリマシタラ、何卒御寄贈下サヒマスヤウ、コノ機會ニ特ニ御願ヒ申上げマス。

本學教授岩崎卯一氏が、過般イタリー旅行中同國トリノ市の社會研究會に於て、一場の講演を試みたことは本誌前號(第一十三頁末尾)に報道したところであるが、右講演に關する Gazzetta del Popolo Torino (6 dec. 1923) の所報の一部を特に原文の儘左に摘載する。

La conferenza di un professore di Osaka  
su "La Sociologia al Giappone"

Sabato, 8 dicembre, alle ore 21, nel

salone dell' Associazione della stampa (via Po, 2), gentilmente concesso, avrà luogo la seduta inaugurale dell' Istituto internazionale di Sociologia, che avrà particolare interesse per il discorso che vi terrà l' insigne prof. Uichi Iwasaki, docente di sociologia all'università Kwansai di Osaka al Giappone, il quale tratterà il tema: "La sociologia al Giappone". Egli parlerà in inglese, e il suo discorso sarà di tratto in tratto tradotto in italiano dal prof. Mario Sarfatti, dell' Università.

Precederà un breve discorso del prof.

Cosentini, direttore dell'Istituto, su: "La sociologia in Italia". Seguirà la discussione consueta.

Alla seduta saranno invitate le autorità. Anche i non soci potranno accedere alla sala versando una tenue oblazione che andrà a beneficio dei danneggiati dal terremoto in Giappone. I soci potranno rinnovare la loro iscrizione presso le librerie Lattes, Paravia e Treves.

柿崎教授の歸朝期

岩崎教授最近の書信に依る如く、同教授は愈本月三十日神戸入港の香取丸で歸朝される筈である。尙ほ偶然にも昨秋以來本學の嘱託として學位服、教授服、學生服等調査研究のため渡歐中であつた木學指定洋服商長谷爲五郎氏も亦同船にて歸朝の由である。

柿崎専務理事の微恙

本學専務理事柿崎欽吾氏は、過般來微恙のため、市外千里山住宅第一二三號に轉地靜養中

であるが、経過日に増し良好の由である。この如きは、回氏の一日も速かに全快せられんとする所である。

武内講師の病氣全快

昨秋來病氣のため、郷里福岡市に轉地療養中であつた本學講師武内省三氏は、この程漸く全快、来る四月の新學年から出講せられるものである。

臨時・叶川國氏の轉居

今回左の通り轉居された。

大阪市南區天王寺筆ヶ崎町五五四四番地  
講師早川祐吉

木村本學癡張後援會長の  
宇治川電氣株式會社長辭任

本學擴張後援會長木村清氏は病氣の爲め這般字治川電氣株式會社長を辭任せられた。

林贊助員の宇治川電

本學贊助員安繁氏は、別項所報前社長木村清氏辭任の後を承けて、今回宇治川電氣株式會社長に就任せられた。

文學科新設認可

來る四月新學年から、本學専門部に新に文學科を増設するに至りし、着着との準備を急ぎつゝあつたことは前號(第九頁)所報の通りであるが、愈本月十一日附を以て文部當局から認可の指令に接し、豫定通り開講するに至つた。尙ほ文學科增設の要旨に就ては、前號にも簡單に報じて置いたが、以下にその學科課程と共に再び左に詳報するに至る。

文學科增設の要旨

本學は左記の要旨に基き、以下に新に文學科を設置し、以て我國文教のため、更に一層の力を致さんとするものである。

一、歐米諸大學の歴史を見るに、何れも文學に關する教育を中心として發達し、以て今日の盛大を致し、更に範を我國大學に示すに至つたものである。この點に鑑みると、大學に文學科を設置するに如何に必要なかを知る事が出来る。

二、右に依つても容易に推知し得るが如く、大學の蘊奥を究むる上に於て、文學に關する教育は、實にその基調をなすもの、即ち換言すれば、綜合大學の方礎たるべきものである。これ本學を綜合大學たらしめるに於ける階梯として、文學科增設の機運促進に努めた所以である。

三、從來大阪及びその以西に、文學に關する教育を施す専門學校が一も存在しない云ふことを、吾人は特に遺憾として居つた。即ち本學はこゝに文學科を増設し、以てこの缺を補はんとするものである。

四、我國固有の文學の發生地たり、且その醸成地たる大阪に、曾て文學に關する教育機關が一も存しなかつたことは、誠に恨事であり、又その矜持を著しく傷ふものである。

五、更に我大阪市の發達は、輓近凡ゆる意味に於て著しきものあり、殊に經濟的意味に於て全國活動の中心地たるに至つた。この教育を基柢とする一大綜合大學の實現を要

求するその秋であると言はなければならぬ。多きも、思想善導の最も正しき、且つ最も力ある方法は、教育就中文學に關する教育を措いて他に無かを信するものである。

七、大學教育に於ける他の諸學科は、多くは殆ど職業教育なるやの觀あるも、文學に關する教育は、先づ個人の人格完成、生活内容の豊富を主眼とし、同時に職業教育をしても役立ち得るものである。

八、右文學科は差當り専門部にこれを設置するものなるも、これは更に近き將來に於て、大學令に依る關西大學に文學部を設置せんとするの先試たらしめるにするものである。

學科課程

科 目	學 年 别		
	第一年	第二年	第三年
哲學及 教育學	倫理	論理學	哲學
心理學	文學	文學	文學
英語讀文	英語讀文	英語讀文	英語讀文
漢文讀文	漢文讀文	漢文讀文	漢文讀文
文學及 文學史	文學及 文學史	文學及 文學史	文學及 文學史
外國語	英語文	英語文	英語文
第 二	二	二	二
佛語文	佛語文	佛語文	佛語文
ハ獨語	ハ獨語	ハ獨語	ハ獨語
合計	二二七	二一六	二一六
總計	一一九	一一九	一一九
	二八	二八	二八

## 歐米の學界

イタリー一大學に於ける改革反對運動

ら四月末に至る野球部のプログラムは左の通りである。因に右運動季中最初に活躍する主要事業を終り、これに次で活躍を開始し、現にそれを續けつつあるのが野球部である。

January 28—Practice starts.

February 2—Ambrose the Tailors,

9—Varsity vs. Federal Reserve Bank.

April 2—Varsity vs. St. Mary's.



フランシス・クーリー

### 本學商學部之經濟學科增設

大阪三云ふ大經濟都市を中心とする關西に、主として經濟學を研究する機關としては、從來ただ本學専門部に經濟學科の設置あるのみで、他に一ヶ所これが存在を見るところがなかつたのは社會一般の最も遺憾とするところであつた。本學も亦特にこれを留意して、大學令に依る本學にこれを増設せんと腐心しつつあつたが、今回漸く機が熟し、本月七日附を以て、從來の商學部の中に新に經濟學科を増設することを文部當局に申請したところ、早速同月十一日附を以てその認可を見るに至つた。

(學内報續)

### 佐竹理事帝室制度審議會委員被仰付

本學理事、法制局長官佐竹三吾博士は、今回帝室制度審議會委員を仰付けられた。

8—Varsity vs. Olympic Club.  
12—  
15—Varsity vs. Olympic Club.  
17—Varsity vs. Santa Clara at  
Santa Clara.  
19—  
22—Varsity vs. U. S. C. at Berkeley.  
26—Varsity vs. Santa Clara at  
Berkeley.  
29—Varsity vs. St. Mary's.

### 宮島專務理事及び木下幹事の上京

専門部文學科增設、學位規定、教授會規定、專門部卒業生資格向上その他重要な文部省關係の用件を帶びて、木下幹事は本月八日、宮島專務理事は翌九日各上京し、同十一日朝同列車で歸阪した。

### 服部教授の學外講演

本學教授服部嘉香氏は、本月六日午後七時から市立西野田圖書館に於て開催せられた同館主催婦人文化講演會に招聘せられて『婦人の教養と文學』なる題下に約一時間半に亘る講演を試み、聽衆を啓發するところがあつた。

尚ほ學生の反對運動が漸く猛烈ならんとするに先ち、イタリーの主なる大學即ちローマ、ナボリ、トリノ、ボロナ、パヴィア等の諸大學は、何れも官憲の命によつて閉鎖された。カリフォルニア大學野球部の本年度春季豫定事業毎年一月から五月までの間は、カリフォルニア大學のアスレティック・シーズンであつて、同大學運動部の各部最も最も忙しい、最も活動ある時期であるが、その中本年度一月末か

12—Varsity vs. Jefferson Club.  
13—Varsity vs. Ambrose the Tailor.  
16—Varsity vs. Anglo California  
Trust Company.  
20—Varsity vs. Ireland's Independents.  
23—Varsity vs. Brick Morse's All-Star team.  
27—Varsity vs. Ambrose the Tailors.  
March 1—  
5—Varsity vs. U. S. C. at Los Angeles.  
7—Varsity vs. U. S. C. at Los Angeles.  
9—  
11—Freshman vs. Stanford at Palo Alto.  
12—Varsity vs. Stanford.  
19—Varsity vs. Stanford.  
26—Varsity vs. Stanford.  
Freshman vs. Stanford at Palo Alto.



大阪市役所 商工課主事 堀政秀氏  
(明治四十四年度法律科出身)

氏は奈良縣五條町の産、若くして大阪に出で市役所に勤むる傍ら本學を卒業した。資性温厚篤實、今は商工課の主事として公設市場の

管理を司り、廳内『市場の堀さん』で通つてゐる最も役人らしからぬ役人である。若くして大阪に出で市役所に勤むる傍ら本學を卒業した。資性温厚篤實、今は商工課の主事として公設市場の

三云ふのですから。中央市場については昨年の三月に主務省から法令も出でてゐますし、市の方でも着着準備を努めてゐますから近く實現するでせうが、既存の公設小賣市場と相俟つて市民の福祉を増すことを少くないだらうと信じてゐます。然し大阪市の如き大都市に於いてこれ等の設備が相當の効を挙げたが故に、直ちに地方の小都市にも應用してよいかどうかは問題だらうと思ひます。地方の小都市に於いては大量生産の不可能、因習的取引の存在を云ふやうな點で供給者側にも、消費者側にも大都市に於けるそれとは全く特異な事情がありますから、従つてかう云ふ設備についても特別の考慮を廻らす必要がなければならぬでせう。この點については卓見もないことはありませんが、いづれ又……

氏はかく大阪市政の一部門を擔當して日夜市民生活の厚生に苦心するさ同時に更に又一面その住所地たる中津町の町政についても盡瘁するところ多く、大正六年以來二期に亘つて役所がある程度まで責任を負ふて行かうとするこの傾向は決して悲むべきことではないと思ひます。勿論これがために一般の企業を壓迫するやうなことはないかと云ふ議論も出ますが、今問題になつてゐる中央卸賣市場の例に見てもさう云ふことは杞憂に過ぎないでせう。と言ひますのは市は單にさう云ふ設備を完全にし、又取引上に多少の監督を加へる位で、實際取引は皆商人に任すので、市民全體の利益を保護しやう

# の友校



堂島川の水色を反射してさし込む光線を背に受けて、事務机に對した氏はかうしてさしまでも謙遜である。その断片的な言葉を綜合して氏の所懐の一端を覗へば、

『時勢の力』と言ひますか、役所の仕事も近頃は單に戸籍とか證明とか云ふやうなこゝばかりでなく、積極的に市民生活と密接な關係を持つやうになつて來ました。私たつて、役人の方でもこれまでのやうに超然と構へ込んで居なくなつて來ました。私はもう全然商人と同様な仕事をしてゐますが、市民生活に對してもこの傾向は決して悲むべきことではないと思ひます。勿論これがために一般の企業を壓迫するやうなことはないかと云ふ議論も出ますが、今問題になつてゐる中央卸賣市場の例に見てもさう云ふことは杞憂に過ぎないでせう。と言ひますのは市は單にさう云ふ設備を完全にし、又取引上に多少の監督を加へる位で、實致すところであらう。吾人は氏の前途の益多幸多福ならんことを祈る。

一同照せるは愛娘禮子さん(十一歳)一

## 校友彙報

### 校友住所移動

澤田泰逸(天二經) 東成郡天王寺村大字阿部野

四五〇

信田芳(明三法) 朝鮮京畿道警察部保安課

浅香新太郎(天一法)

泉北郡五箇荘村大字大豆塚

松川孟(同一法)

東京府下高田町宇高田三五七

田中又一(同二法)

堺市綾之町東二丁目一六

中島定五郎(同五法)

大阪市外豊中村

鈴木茂衛(明三六法)

朝鮮全州地方法院群山支廳

高宮角市(天二法)

市外海老江九八三

安藤藤綱(同二法)

東京市神田區錦町一丁目二

花卉法律事務所

横井亮祐(同〇商)

市外豊崎町北長柄東洋製紙

安藤柱(推)

東區鎌屋町一丁目

河面三一(天二法)

横井亮祐(同〇商)

市外豊崎町北長柄東洋製紙

c/o Japanese Methodist Episcopal Church

Dormitory 1359 Pine Street, San Francisco,

California, U. S. A.

安藤杜(推)

高宮角市(天二法)

中井彌六(同四法)

### 校友改姓名

大二經 中島泰逸 澤田泰逸 (舊)  
大二經 中島泰逸 澤田泰逸 (新)

各位へ

本學校友名簿整理の都合上、左記校友諸氏の現住所御存じの方がありましたら、御手數ながら御一報願ひます。

大正十三年三月

關西大學學報局

明三四法 井上正夫 同三四法 磯田良藏  
同三六法 岩見啓八 同三七法 伊藤平馬  
同三八法 石黒陽一 同三八法 池田福次郎  
同四〇法 岩崎丈之助 同四一法 石橋利之  
同四一經 石川忠三郎 同四二商 今井達郎  
同四三法 石田瑛 同四三法 市川愛一  
同四四商 井川貞次郎 同四五商 余長勝真  
同四五法 今井乙八 同 經 岩谷定一  
大二商 石津美矯 同二法 稲葉榮松  
同四四商 井川貞次郎 同三法 池田重雄  
同三法 井出信雄 同四商 伊藤茂  
同四法 磯村遠 同三法 池田重雄  
同五法 市川信 同商 井上  
同七商 井上俊一 同商 井上  
同六商 乾義雄 同商 井上  
同四法 磯村遠 同商 今村淺次郎  
同八法 井上守三 同商 井上  
同同 今村重吉 同商 井上  
同同 伊藤直義 同商 井上  
同同 伊賀上嘉雄 同商 飯田平藏  
同同 石坂一馬 同商 井原史郎  
同同 稲倉恒英 同商 井上金吾  
同同 石井靜太郎 同商 生澤楨政  
同同 池知志一 同商 井原史郎  
同同 石橋甚吾 同商 伊藤長太郎  
同同 岩田弘 同商 井上金吾  
同同 乾 敬三 同商 伊藤眞人  
岩間幸次郎 同商 井原史郎

辯護士 松本 静史氏

(明治三十九年度法律學科出身)

『政治等に關係して華華しくやる云ふやうなこもなぐ、唯職業ばかりに没頭してゐますので……』

市井の雜踏を他處にした北區源藏町の事務所、その奥まつた室内に物静かに語る氏は、白面巨軀の美丈夫である。

『感想云つても職業上の事以外にはこれ云ふものもありません。まあ近頃のみならず多くの辯護士が痛切に感じてゐることは裁判所の裁判の傾向が著しく變化して來たことです。從来は所謂訴訟上の技術で多く勝敗が決せられたのですが、この頃はさうした形式上の手續論なぎに拘泥せず根本の原則に立ち返つて——假りに債權關係に例を云ふよりも、寧ろ債權關係そのものを

可能ならしめる信義の原則や一般の正義の觀念に立ち返つて理非を決する云ふ風になつて來たことです。勿論これは裁判上の一進歩で、殊に商取引上の訴訟について著しく意義のある、喜ぶべき現象だと思ひます。御承知の通り商事に關しては商慣習が商法に次いで適用せられ民法に先つこになつてゐますが、これもこの精神の一つのあらはれだ云ふことが出來ませう。併しかう云ふ時に屢々我を憚ます問題は、然らば如何なる習慣が如何なる程度に行はれてゐるかを實際について證明することが甚だ困難である云ふことです。實際の場合には多く鑑定の形式によつて決し

てゐますがまだ充分云へない點が多々あります。一部では商事に關して借家に對する如く調停の任を裁判所で引受けたら云ふ議論もありますが、その調停の根柢となるものは矢張り商慣習ですから、その商慣習の存在が客觀的に確認せられない限りは、矢張り充分な效果を擧げることは出来ますまい。現在でも商業會議所等がよくこの仲裁裁判の任に當つたりしてゐるさうですが、さうしても司法裁判程の權威を保つことは出來ない云ふ話です。一面から言へば誠に無理もない話ですがそのため、再び裁判上の煩鎖な手續を踏まなければ治まらぬ云ふことになれば、現在

のところから云ふ紛議に對しては會議所なり組合なりが、各種の商慣習を統一する云ふことは出來ないとしても、大體に於いて依るべき標準を立てて呉れるならば、裁判の發達に資するところも多



翌年上京し、同四十三年には首席で特許辯理士試験に及第し、同四十四年には更に優秀の成績で辯護士試験をパスした。後一年程東京にあつて法律事務を見習ひ、大正元年に歸阪開業、爾來孜孜として事業に勵み以て今日の地位を築き上げた。その間政治に關係することもなく、郊外豊中の住居に靜かな家庭を樂しんでゐることも亦謹嚴な氏の性格の一半を語るものであらう。吾人は最後に氏が益その道に精進されん事を切に祈つて擱筆する。

## 校友二告

同	舟内源次郎	同	經亥野貞吉	明四三法	西村輝一	明四三法	新居隆市
同	商伊藤光正	同	三四法服部千太郎	同四四法西村壽一	大二商丹羽榮三郎	同五法西崎勝	
同	三四法原田完五郎	同	五六法原田榮藏	同三六法波多野貞祥	同五法西村勇次郎	同六法西川薰吉	
同	五六法原田憲之助	同	三七法加柳吉	同四一經林義次	同六法西田小太郎	同八法西尾瀧之助	
同	三九法原田市之進	同	四四法林萬藤次郎	同四五法堀部慶次郎	明三五法堀部慶次郎	明三九法戸田賢藏	
同	三九法橋本惇太郎	同	四五法伴操	同四五法堀内新二	明三七法堀磯右衛門	同四二商德田高二	
同	三九法原田憲之助	同	二二法原田憲之助	同四〇法本郷桂	同四〇法本郷桂	同四三商土居内直治	
同	三九法同三商秦圭介	同	三法原田照	同四一法興野實	同四一法興野實	同四三商賴宮悟一郎	
同	三九法同三商秦圭介	同	四法花光健助	同四二法細川秋次郎	同四五法堀内新二	同四二商友松宇二郎	
同	四法早盤朝藏	同	四法原田唯之	同四三法堀内新二	大二商友松宇二郎	同四二商德田高二	
同	四法同三商秦圭介	同	五法萩本即志	同四四法堀内新二	同四四法堀内新二	同四二商西村輝一郎	
同	七法原田景三	同	七法濱田英男	同四五法堀内新二	同四五法堀内新二	同四三法西村輝一郎	
同	八法花房幸也	同	八法同七商林廣三郎	同四六法穂積修	同四六法穂積修	同四三法西村輝一郎	
同	八法同七商林廣三郎	同	九法濱田英男	同四七法同七商林廣三郎	同四七法同七商林廣三郎	同四三法西村輝一郎	
同	九法同九法濱田英男	同	九法同九法都馬小一	同四八法同九法都馬小一	同四八法同九法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	九法同九法都馬小一	同	一〇法畠中梅次郎	同四九法同九法都馬小一	同四九法同九法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	一〇法同一〇法畠中梅次郎	同	一法長谷川九一	同五〇法同五〇法本郷桂	同五〇法同五〇法本郷桂	同四三法西村輝一郎	
同	一〇法同一〇法畠中梅次郎	同	二法同二法橋本源一	同五二法同五二法都馬小一	同五二法同五二法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	一〇法同一〇法畠中梅次郎	同	三八法西島長藏	同五三法同五三法都馬小一	同五三法同五三法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	三八法同三八法西島長藏	同	三八法同三八法西尾喜太郎	同五四法同五四法都馬小一	同五四法同五四法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	三八法同三八法西尾喜太郎	同	四法同四法庭田亮次	同五五法同五五法都馬小一	同五五法同五五法都馬小一	同四三法西村輝一郎	
同	四法同四法庭田亮次	同	五法同五法戶田弘平	同五六法同五六法都馬小一	同五六法同五六法都馬小一	同四三法西村輝一郎	

## 一卒業式御案内

本學專門部第三十六回卒業證書授與式左記ノ通舉行致候間御臨席被成下度此段御

案内申上候

一、大正十三年三月二十日(水)午前十一時

## 二校友大會御案内

本年度新卒業生歡迎旁左記ノ通校友大會相催候間御出席被成下度此段御

案内申上候

一、大正十二年三月二十日午後五時

一、會費金四圓(當日御持參ノコト)

尙ほ乍御手數御出席ノ有無來ル十五日迄ニ大阪市北區福島關西大學秘書

課宛御一報願上候

關西大學

# 千里山八景懸

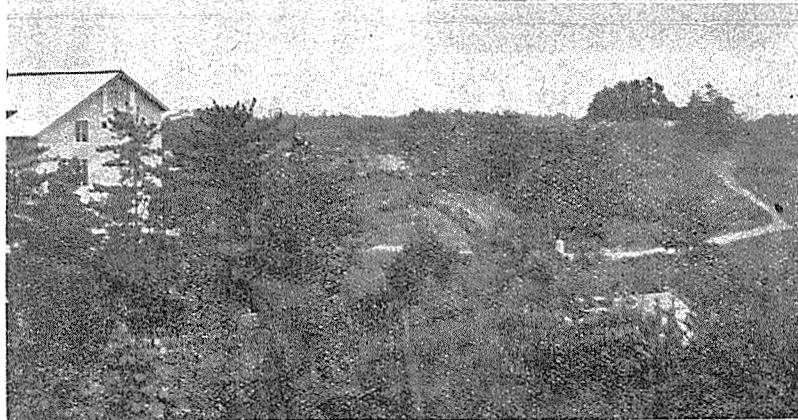
一等歌橋千秋

を望む

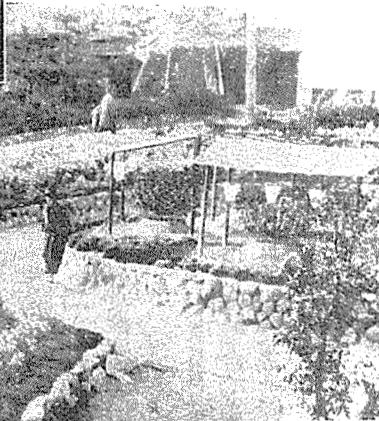
(佐井寺村西衣池より千里山學舍



(千里山學舍脇通)  
選外佳作の内



選外佳作の内  
(千里山花壇の秋)



(千里山三本松)  
選外佳作の内



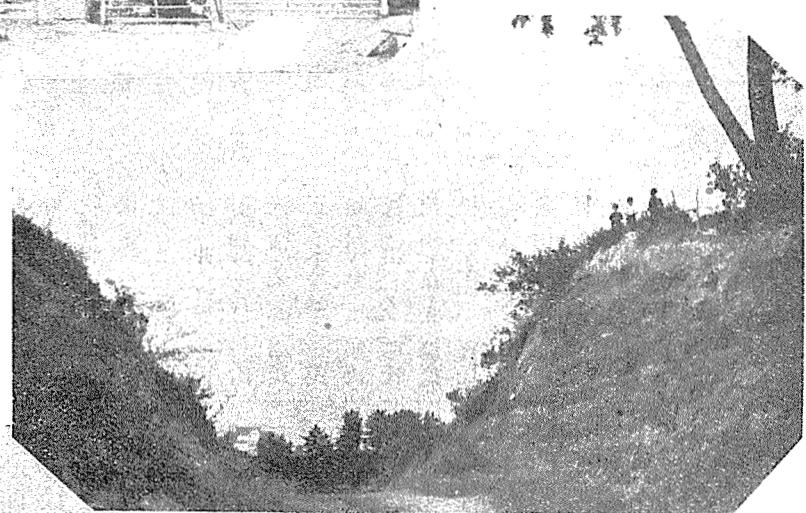
(詳細は雑誌記事参照)

## 賞寫の發表



(佐井寺村山田寺)

選外佳作の内

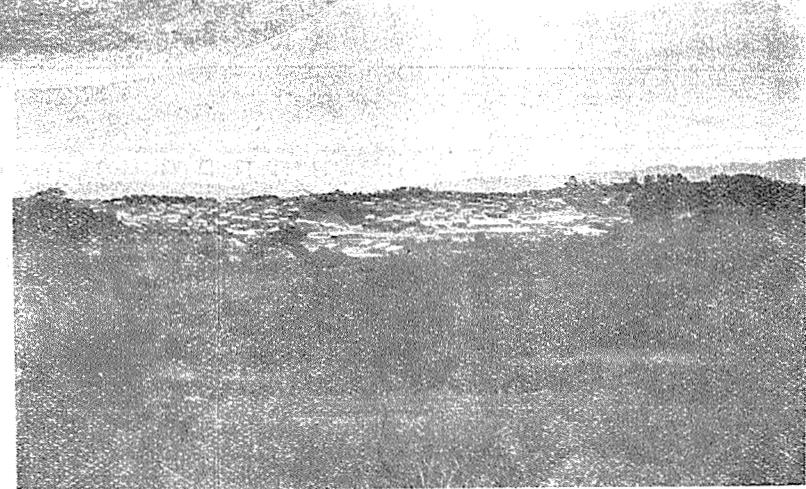


(千里山梅林)

選外佳作の内



二等 源島真一  
(署通より千里山學舎を望む)



三等 田川七郎  
(千里山學舎より千里山住宅を望む)



# 關西學院

ニヤツ學生回憶錄に翻  
ての本國よりの感謝狀

本學千里山學舍の學生及び教職員が義捐して  
金百圓を調べ、これを困厄せるドイツ學生に  
贈るため、神戸駐在の同國領事に依託したこ  
とは、本誌第八號に掲載したり、やあが、  
今回本國から次に掲げたやうな鄭重な感謝狀  
が到着した。

Berlin N 4, den 10. Januar 1924  
Tieckstrasse 17.

An die Studentenschaft  
der Kansai-Universität  
zu Osaka

z.H. des Herrn Professor T. Miyajima.

Zu unserer grossen Freude hat die Studentenschaft der Universität Osaka durch freiwillige Sammlungen 100 Yen aufgebracht, die uns durch Vermittlung des hierigen Amtigen Amts rechtzeitig unter dem 26. Mai 1923 zugegangen sind. Leider ist infolge eines Verschelens unterblieben, unseren Freuden in Japan den schuldigen Dank für den durch die obige Spende zu erkennen gegebenen Beweis hochherziger Hilfsbereitschaft rechtzeitig abzustatten. Wir bitten sehr, dies zu entschuldigen und den Ausdruck unseres herzlichsten Dankgefühls jetzt nachträglich entgegenzunehmen. Was uns die willkommene Gabe besonders wertvoll macht, ist die Art, in der die Sammlung innerhalb der Studentenschaft ihrer Universität spontan zustande gekommen ist。Wir dürfen daraus die Gewissheit entnehmen, dass sich die japanischen Studenten mit den deutschen in Sympathie verbunden fühlen。Den Erlös aus den 100 Yen haben wir zum Teil zur Speisung unbe-

mittelter Studenten und zum Teil für andre wichtige Fürsorgezwecke für die Studenten der Berliner Hochschulen an die zuständigen Stellen weitergeleitet。Wir bitten, uns Ihre freundliche Gesinnung zu bewahren und geben Ihnen die Versicherung, dass wir freundschaftlichen Gefühle, die Sie für die deutschen Kommilitonen hegen, in warmster Weise erwidern。

Mit besten Grüßen von Land zu Land  
ergebenst Wirtschaftsgenossenschaft  
der  
Berliner Hochschulen, e.G.m.b.H.

Der Vorsitzende des Vorstandes:  
Geh. Finanzrat.

右抄譯

拜啓 關西大學學生諸君が特に義捐相成り  
候金壹百圓也。昨年五月二十六日附を以て當  
地外務省經由正に拜受致し御芳情深謝奉り  
候。早速御禮申上ぐる筈のところ思ひの外  
遅延仕り恐縮の至りに存じ奉り候。何卒惡  
からず御諒恕下され度願上け候。  
右御寄附金は貴學學生諸君が自ら運んで御  
喜捨下され候ものなることを拜承致し、こ  
れ日本の學生諸君が我ドイツ學生に對し格  
別の御同情を寄せられ候結果を一層感激に  
堪へず候。

又一部はこれを以て一定の資格を有するぐ  
ルリン高等諸學校學生に給費致し候間然様  
御承知下され度候。重ねて貴學の我ドイツ  
同學に對する御高志を謝し謹んでドイツよ  
り日本へ敬意を表し申し候。

一九二四年一月十日

ベルリン學生救濟組合  
敗務理事長 署名

## 蹴球部報

### 五度決せず

前號所報の通り關西學院高等

部の本學とのア式蹴球戰は、矛を交へるゝの

前後四回而も四回共無勝負に終つてゐるの

で、去る一月十一日大阪毎日新聞主催の日本

フットボール大會に於ける第五回目の顔合せ

には、兩軍とも必勝の意氣するまじく寶塚球

場に相見いた。

主審竹内氏、線審安積、山林、中代、深山、門審、

日高、神田諸氏の下に本學先蹴にて開始、前

半戦に於いては兩軍とも屢々チャンスを作り、

殊に本學三宅は中央線より快足を利し長驅ド

リブルして關高の陣營を擾亂したりしたが、

結局兩軍得點なく後半戦に移つた。後半戦に

於いては本學頗る優勢で、關高をして中央線

より出さしめず猛烈に攻め立てたが遂に功を

奏せずタイム・アップとなつたので、更に三十

分の延長戦に入つたがそれも結局無勝負に終

り、他日を期して各矛をおさめた。

遂に一籌を輸す 五度戦つて五度決せず、

關高對本學のア式蹴球戰は去る二月十六日第

六回目の對戦に於て殆どそのクライマックス

に達した。場所は同じ寶塚、午後二時五十分よ

り本學先蹴にて開始したが、本學先づ敵の虛

につけ入りゴール前に殺到したのを手始めに

前衛中堅をあけて總攻撃に移つた所不幸にも

その虚に乘ぜられて一點を敵に得させた。後

半戦に於いても本學相變らず優勢で屢敵の心

膽を寒からしめたが、遂に功を奏せず遺憾に

も優勢カップを關高の手に委した。因に當日

のメンバーは左の通りである。

高邊橋井林中殿田野水隅田  
關渡井笠若山眞内天清大森  
G.K L.F.R.H.C.R.H.L.I.C.R.I.R.W

大本佐井田保浦宅井田磨川  
關松岩有原久梶三永谷播寺

蹴蹴蹴  
蹴蹴蹴  
蹴蹴蹴

門隅自由  
門隅自由  
門隅自由

(關高前半戦真殿傷き田中代る)

## 本學本年度大學豫科

### 終了學生諸君ニ告白

別項學內報所報ノ通り、大學令ニ依リ本學商學部中ニ新ニ經濟學科ヲ増設シ、來ル四月ノ新學年度カラ開講スルコトトナツタカラ、本學本年度大學豫科修了學生ニシテ、既ニ學部希望學科ヲ選擇決定シタル者ト雖モ、更ニソノ變更ヲ希望スル者ハ、ソノ旨本學學務課宛申出デラレタシ。

大正十三年三月

## 關西大學

### ◎餘白錄

三月に生れた人、死んだ人

世界著名の人物で三月三云ふ月に緣故のある人達

が少くない。今左に古今學界の主要人物中この月

に生れた人及び死んだ人の二三を擧げて見やう。

日の順で行くと、先づ三月六日(一八二二年)には、

ドイツの經濟學者、國家學者であるブルナー・ヒル

デアランドが生れてゐる。同月十四日(一八八三年)には社會主義の大立物カール・マルクスがロンドンで客死した。一七八一年の三月二十日には、フ

ランスの經濟學者ヨルゴーが死し、一八七七年

の同日には、英國の經濟學者ウォルター・バジヨック

トが死し、現米國ハーヴィード大學名譽總長エリ

オット博士は一八六九年の同日に生れ、コロンビ

ア大學の社會學教授ギティングス博士一八五五年三月二十三日に生れてゐる。

# 録

## ロシア聯盟勞農共和

### 政府の邦國

(月刊「ラルース」一九二三年十一月)

關西大學講師 三田直吉 譯

第六卷第二〇一號所載)

元ツアール帝國に起りたる幾多の事變は、その結果少くも同國最西部の事實を、最も精確に明白ならしめたり。歸するに大國の舊魯西亞を分割して、大小の邦國が近頃連絡として創立せられ或は擴張せらるるに至り、北冰洋より黒海に至るの間に、バルチック海の東岸に沿ひて、又はバルチック海と黒海との地峡に亘りて、ファンランド、エストニヤ、レトニヤー一名ラトビヤ、リュニアニヤ、ボーランドが興り、終ひにルワマニヤはベサラビヤと合併して、トニエスティル河岸に至り、恰も一條の連鎖に於て、その數個の鎮環を見るが如くなれり。この他現今の事實にして、ロシア中権の部分に仕送りられたるものは、ヨーロッパ西部の人々に隔離なるが爲め、これを知るもの少なしそ難い。以上の事實を均しく、辨べべき事柄にして、勞農政府のロシア國土に生存する民族の、多種複雜に涉れるを雄辯に證言するものなり。尤もこの事實は、その時業で新聞紙上に掲載せられ、斯ノの地方に異種の邦國が、漸次勃興したるの報もありしも、今やその總ての邦國を類別して、政治上の見地より、ロシア社會黨勞農共和國を、精確に解得すべき時機となれり。曩に一九二一年、魯國陸軍測地部換言せば我陸軍地理係(佛國の)と同一部隊に依り、モスクワに於て發行せられたる地圖は、好くこの目的に適し、又この地圖にはウラル山と裏海に至る、ロシア勞農國西部分割官

定表を載せたり(この時已に分割せられ居たるならん)。この故に該地圖は、ロシア邦國の分類をなすに當り、基本として用ひるに足れり。又これな精査せば、多數なる民族集團の生活狀態如何を確知することを得べし。而して帝政派がその盡力をなすに拘らず、これ等の集團を互に糾合せんことを、尙ほ早計なるを察せらる。

一、三種のスラーブ民族(但しその大小同じからず)として、大魯國民族、小魯國民族即ちユクレス民族、白色魯國民族がロシアに生存することを、遍く世人の了知するところなり。然るに一九二一年の地圖は、共和國內の多數なる邦國の名稱と、その領土の境界を示し、その内二個の共和國には、この三民族の頭初の二民族が、特に最も著しく居住するものとなす。

北冰洋の海岸よりアゾーヴ海及び黒海の岸に至るの間や、ファンランド湾の一端及びバルチック諸邦の境界よりウラール山に至るの間は、ロシア社會黨勞農共和國政府の管轄に屬し、モスクワに於て、特別の場合を除き限りは、事らその政權を大魯國民族の四十二廳に及ぼし、勞農政治の聯盟に参加せる他の邦國は、この政府の領土と或は接續し、或はこれに圍繞せらる。この故にこの政府はモスクワのロシア、ペトログラードアルカン、ジエルスク及びアストラカン、ロシアとして、現時魯國大ロシアの側ら、ボーランドミルウマニヤに接し、中央及び下流ドニエブル河の兩岸に位じたる、ユクレス社會黨勞農共和國政府あるも、これ既に二等邦國に屬し、舊魯國の十二廳に涉り、その面積四六〇、〇〇〇平方キロメートル、人口二千六百萬を有し、その首府カルコーグに亞きて、ギエーヴ及びオデッサの如き、小ロシアに於ける重要な都市數個所を有せり。

ユクレス國の北方及び大ロシアの西方に當り、エレミツス共和國住民は、明かにファンランド民族なるも、チニヴィッシュ住民の大部は、已に混血したるものにして、現にこの人民はヴァルガ河下流の灌漑する地方に於て、彼等と近くロシアの國

り、その領土は六〇、八〇〇平方キロメートルにして、その面積はベルギーの二倍に當れども人口稀薄にして百六十四萬三千に過ぎず(白耳義は面積三千)。これ即ち白色魯國社會黨勞農共和國政府にして、その政廳をミンスクに置いたるものなり。

二、以上に類別したる勞農政府は、特種のものなきにあらざるも、その大半はスラーヴ民族より成りたるものにして、その傍らにファンランド民族より成れる諸邦あるを見る。即ちカレリヤ人の建設したる勞農自治政府は、ファンランドの東方ラドガ湖及びオネガ湖の汀江より、コラー半島及び白海に達し、その首府ペトロザヴォドスクを、オネガ湖の西岸に置き、その邦土の住民は、魯國人少くカレリア人その大半を占む。又ジリアー州自律政府と稱するファンランド民族の共和國ありて、その首府をウースト・シソルスクと名づけ、ドヴィナ河の上流と、ペチヨラ河の中流との間に位し、南より北に趨り、北極圈を越へて北冰洋及びカラーレ海岸に達す、その領域は住民稀薄なりと雖も、而も知識階級の住民多くして老練なる商家、經驗ある樵夫、巧妙なる漁者及び獵者は、兩河の沿岸に建てたる、細長村落に割據せり。

ミツス及びチュウワシの隣接したる三州には、各その自律政府ありて、ヴィアカ、ペツルーガア及びヴァルガ三河の沿岸に位し、イジェウスク、赤色コクチャイスク(元ツアレヴィオコクチャイスク)及びチュウサリーの最も重要な地方に各その首府を有せり。

三、右共和國の内頭初の二個、即ちヴァルガ河の左岸若くはその下岸に在る平野ヴァチヤク及びチエミツス共和國住民は、明かにファンランド民族なるも、チニヴィッシュ住民の大部は、已に混血してその首府ミナス。

五、然るにロシア國土の分裂は、黒裏兩海の間に於ける地峠に在りて、コーカズ山の兩斜面にその最も極端なりし形跡を認む。加之、該地方の民族關係の複雑なりしを了知する人々に取りては、寧ろ蠱惑の事變は當然の結果考へらるるなり。

抑も眞に鞏固なる統治權が消滅せし場合は、その地方若くはその邦土の、個々獨立主義復活して從前の邦國を、復興若くは再興するに至るは事實の

土に居住したる韃靼民の血液を交へたるものなり。この故に元ヴァルガ大江河が東より西に流れしも、現時北より南に流るに至りたるこの地方は、韃靼自治労農共和國にして、その首府をカザンに在りて、首府をシムフェボールと稱する韃靼民族の小邦なるクリメヤ自治労農共和國と匹敵するものなり。而してこの地方住民の大半は、首府スルリタマツクを有するバクチール社會黨自治労農共和國の住民と等しく回教徒なるは言を俟たざるなり。

四、尙ほ南方に於てヴァルガ河に跨りてこの江河が南方裏海に向て直下し、廣漠なる三角洲を經て裏海に注ぐ間に二個の共和政府あり。その宗教三種族に就ては甲乙の抒情甚だしきものとす。これ即ちヴァルガトイツ勞農自治政府と、カルムースク州自律政府とにして、甲者はその首府をマルクスタッフと名づけ、その外見は大魯國の移植民に異らざるに拘らず、トイツの移植民がこの地方に於て保存し得たる種族、言語、宗教の特別なるを以て知れたり。乙者はヴァルガ河、裏海、東マニチ及びエルグヘニー山岳を以て略ぼその境界を定す。而してその住民はモンゴリヤ種族にして、佛教を奉ず。かくの如くロシア聯邦のこの二國に於ける對照は、寔に奇と言ふべし。又ヴァルガ河と裏海の間に位するキルギーズ社會黨自律勞農共和國ありて、ウラル河上に在るオレンブルクを以てその首府とす。

五、然るにロシア國土の分裂は、黒裏兩海の間に於ける地峠に在りて、コーカズ山の兩斜面にその最も極端なりし形跡を認む。加之、該地方の民族關係の複雑なりしを了知する人々に取りては、寧ろ蠱惑の事變は當然の結果考へらるるなり。抑も眞に鞏固なる統治權が消滅せし場合は、その地方若くはその邦土の、個々獨立主義復活して從前の邦國を、復興若くは再興するに至るは事實の

免れ能はざる所なるも、正に観りその實例を見る

が如く、チエルケス民族自律共和国、カバルド民

族自律共和国(首府ナルチク)、モンタギャール民

族社會黨勞農共和國(首府ウラジカウカーズ)及び

コーカズ山の北斜面に在るダゲスタン洲自律勞

農共和國(首府テミルカーン・チウラ)の成立は、確

に右の實例を裏書するものとす。又南方に於ては

アゼルベイジャン洲社會黨勞農共和國(首府エリ

ザベットボール)、その他アルメニア社會黨勞農共

和國(首府バクー)ありて(一九二二年の末尚ほこ

れあるを見たり)、ペルシヤ及びトルコの國體に在

るナキչエウラン洲に依りて、その兩國に接す。

次にジェオルジヤンニアブカシニに、各社會黨

勞農共和國ありて、甲はチフリス、乙はスケーム。

カレーを以て首府となす。

六、かくの如く單にロシア聯盟勞農共和國政府の邦

國を列舉するも、その類に堪へざるに、魯國がそ

の決裂の結果、バルチック沿岸と中央ヨーロッパ

の平原及び山嶺と距たるに至りたるも、その民族

の複雜なるとの異種なることは、今日尙ほ依然と

して、正にその最後數帝の時代に於けるが如し。

現に魯國陸軍測地隊測量本部が一九二一年に發行

したる地圖は、精確にこの事實を證明せり。而してモスクワ政府が、その施政方針を終始貫じて、

斯く重大なる民族的事情の實在を除き、一九二三

年に於て、アゼルベイジャン、アルメニア及びジ

エオルジヤを糾合せんとしたは、近頃其の決定したるところにあらざるなり。

(Henri FROIDEVAUX)

### レフレンダムに就て

政治學に於いて、レフレンダムと云ふ言葉は、

立法當局が通過せしめた法律について、又は最初からの立法的提案について之を引受くべきや拒絶すべきや、選舉人の意見に従する

ことに用ひられた。レフレンダムを採用する

には、強制的の一例へば一國の憲法に變更を加へる提議の如き——場合もあれば、一定數の人民の要求に對して許可される場合もあり得る。この制度はスヰスに於いて最も發達してをつて、同國では Fribourg 州を除く凡ての洲に實施されており、又一八七四年以來聯邦政府も亦これを用ひてゐる。實際に於けるレフレンダムの興味深き一例は、國際聯盟に加入すること、但し永世中立保持の權利を大切に保留するため、假令國際聯盟の御用であつても、スヰスの領土内を外國軍隊が通過することは、その何國たるを問はず拒絶しえることについて、スヰスが行つた最後の決定に於いて見られた。聯邦政府は一九一九年の終りに於いて既に聯盟加入に賛成と決定してゐたが、尙ほ賛否兩者の長い間の宣傳運動を得ることにつけて、スヰスが行つた最後の決定に於いて見られた。聯邦政府は一九一九年の終りに於いて既に聯盟加入に賛成と決定してゐたが、尙ほ賛否兩者の長い間の宣傳運動を得ることにつけて、スヰスが行つた最後の決

票の多數で否決の結果に陥つた。

強制的でない自由な形式のレフレンダムは、若し選舉人の直接投票に依つて採用されたならば立法部は必ずこれを採用せねばならぬことを、立法の根本義を含むものである。

前號所載、駿日スヰス公使シャルル・ラルディー氏『スヰスと日本』參照

### 千里山八景懸賞寫真審査發表

本誌第十四號に規定を示して募集中であつた千里山八景の懸賞寫真は、撮影の時機不良であつた爲めか、優秀な印畫に乏しかつたが、應募寫真總數八十六點の内から、左の通り審査を決定した。

#### 第一等

(佐井寺村西衣御池より千里山學舎を望む)

#### 第二等

(贈通の一部より千里山學舎を望む)

#### 第三等

(千里山學舎より千里山住宅を望む)

#### 選外佳作

（歌橋千秋）

#### 同

（源島眞一）

#### 同

（田川七郎）

#### 同

（戸田省三）

#### 同

（霜村森郷）

#### 同

（田川七郎）

#### 同

（正義）

#### 同

（千秋）

#### 同

（霜村森郷）

懸賞論文審査發表豫告

本誌第十五號に於て審査の過程を報道した懸賞論文は、本學社會科學研究會に託して嚴密に審査中であつたが、約六十篇の應募論文の中から、入選五篇、選外佳作九篇を得たが、詳細は本誌次號に發表する。

### 受 贈 圖 書

最近本學圖書館に左の通り圖書若くは雑誌類の寄贈を受けた。寄贈者各位の芳志をつゝに深く感謝する次第である。

江木翼氏著 比例代表の話

三浦信三氏著 物權法提要(下卷)

米田實氏著 最近世界の外交

江木翼氏著 能率増進研究

三浦信三氏著 朝鮮總督府統計年報

閻寶氏著 國民的創作の時代

三浦信三氏著 能率增進研究所

物權法提要(上卷)

閻寶氏著 朝鮮總督府

The London Assurance by G. S. Street

Journal of The Insurance Institute of Manchester

Sterben von Arthur Schnitzler

若山牧水氏著 宮島綱男氏

歌集くろ土 島中雄三氏著

浮瑠璃に現れた女の情操

(第十二、十三頁寫真參照)

溝川玄耳氏著  
歌集山東に在り

齊藤茂吉氏著

歌集赤光

川田順氏著

歌集山海經

服部嘉香氏

### 債權法提要

法學博士三瀬信三著

H. E. Cunningham

Randbemerkungen eines Philosophen zum Weltkriege von Julius Schlosser

日本及日本人

政教社

小坂猶二・秋田雨雀兩氏著

模範工スペラント獨習叢文閣

經濟論叢(第十一卷第三號)京都法學會  
滿蒙(三月號) 滿蒙文化協會

長崎商業會議所報(第六七號)長崎商業會議所

### 比例代表の話

法學博士江木翼氏著

大正十三年三月

關西大學學報局

本誌前號第十六號第九頁第一欄所掲の「關西大學評議員會規定」は誤載につき左に正文を掲げてこれを訂正する。

#### 關西大學評議員會規定

第一條 評議員ハ財團法人關西大學寄附行爲第十  
六條ニ依リ理事之ヲ推薦ス

第二條 評議員ハ理事ノ諸問ニ應ジ關西大學ニ關  
スル重要ナル事項ヲ審議ス

第三條 評議會ノ議長ハ出席評議員中ヨリ互選ヲ  
以テ之ヲ定ム

第四條 評議員ノ任期ハ二ヶ年トス但再び推薦ス  
ルコトヲ得

同號第二十頁捕縫の説明中ドイツあるはス  
ヰスの誤につきここに訂正する。

## 關西大學校友ソノ他關係者各位へ

◎千里山學報維持費トシテ、校友各位カラ續續多額ノ御出捐ニ預リ有難ク幾重ニモ御禮申上ゲマス。

本意デアリマスガ、今ノトコロドウシテモ各位ノ御援助ニ俟タナクレバ、到底發行ヲ續ケテ行クコトノ出來ヌ狀態ニアリマスノデ、遺憾ナガラ不遠慮ニト言フヨリモ寧ロ進ンデ御寄捐ヲ仰イデキル次第、何卒惡シカラズ御

諒恕ヲ願ヒマス。◎尙ホ金額ハ各位ノ御志ニ委セル外ゴザイマセンガ、大體年額貳圓位御寄捐願ヘマスレバ收支相償フ旨申添ヘテ置キマス。

◎最後ニ從來御出捐願ヘナカツタ方ニ、コノ際何分ノ御援助ヲ御願ヒ申シ上ゲマス。ソシテ新タニ御出捐下サル方ハ、御手數デスガ左ノ申込書ヲ御切り取り下サツテ、金額ナリ拂込方法ナリ適宜御書入ノ上御送付願ヒマス。從來ハ往復葉書デ御願ヒシテキタノデスガ、餘リ厚ケ間シイト存ジ、カウ云フ方法ヲ選ビマシタ次第スカラ、郵稅當方拂トシテ御發送下サツテモ結構デゴザイマス。

## 金額

### 千里山學報維持費拂込由込書

#### 拂込方法

振替貯金又ハ郵便爲替  
集金郵便

(何れか一方を抹消して下さい)

知新聞社出版部發行)



# 得心者願志入科學文部專關西大

## 一 入學資格

(イ) 本學專門部學則第十條ノ資格ヲ有スル者ハ正科學生ト  
シテ入學スルコトヲ得

(ロ) トシテ入學スルコトヲ得

## 二 出願期間

大正十三年四月十五日マデ

## 三 出願手續

志願者ハ入學願書(本學所定ノ用紙)、戸籍抄本及入學資  
格證明書ニ受驗手數料金參圓ヲ添付シテ提出スベシ

## 四 入學試験

### A 入學試験科目

本學專門部學則第十條及第十一條第二號ノ資格ヲ

有スル者

英語(英文和譯)

B 前項ノ資格ヲ有セザル者

英語 國語 漢文 日本地理 日本歴史 算術

入學試験日時

(ロ) A ノ 試験 四月十七日前十時

(八) B ノ 試験 入學試驗成績發表

四月二十日午後四時(本學内掲示場ニ發表ス)

(二) 携帶品 受驗者ハペン、インク及受驗票(試験手數料領收證)ヲ

持參スペシ但答案用紙ハ本學ヨリ交付ス

堀佐士電話電〇七五五・九四〇一 學大關西福島市區北大阪

●すまげ上立仕に實確限日し縫假てつ断てに前の目御に直節の文注御●

何故安く出来る??

但しアリフれたるレーメードや其他の仕入品とは異ひ總て假縫付上仕立

弊店は外交員の費用を省き高價な裁縫料  
を他に支拂はず一切吾等兄弟に於て仕  
立上げますから以上の如く安く出来  
るのであります

洋服の界の革命  
貴廉的命運  
A 参拾八圓  
B 參拾五圓  
C 參拾五圓  
D 參拾五圓  
E 參拾五圓  
F 參拾五圓  
G 參拾五圓  
H 參拾五圓  
I 參拾五圓  
J 參拾五圓  
K 參拾五圓  
L 參拾五圓  
M 參拾五圓  
N 參拾五圓  
O 參拾五圓  
P 參拾五圓  
Q 參拾五圓  
R 參拾五圓  
S 參拾五圓  
T 參拾五圓  
U 參拾五圓  
V 參拾五圓  
W 參拾五圓  
X 參拾五圓  
Y 參拾五圓  
Z 參拾五圓  
上本町九丁目電停前  
但しカーブ際  
舶來英國製  
インジゴーサージ  
同ヨリ糸極  
スプリングコート  
英國製極上ヨリ糸セル  
其他珍品各種取揃へ他店の追従し能は  
ざる廉價を以て御用命に應じます

○募 集 第一學年約二百名 小學校卒業

○願 書 三月二十九日マデ受付

## 關西商業學校生徒募集

- 入學試験 三月三十一日及四月一日 詳細入學心得ニアリ
- 入學心得 其ノ他ハ本校ニ就キ又ハ郵券二錢送付

關西大學 指定洋服商  
關西甲種商業

大阪市上本町六丁目

## 長谷屋號

電話 南四五一二番  
振替 大阪五五三八番

關西大學 指定  
關西甲種商業

## 明文堂野島書店

大阪市北區上福島北三丁目  
電話 土佐堀一二八六番  
振替 大阪三九九九一番

本學校友 野島藤次郎

關西大學 指定  
關西甲種商業

西區京町堀上

## 難波洋服店

電話 土佐堀二六三五番

●今宮支店 ●鈎鐘町支店

關西大學 御用達  
關西甲種商業

雜貨卸早野商店  
大坂市東區北久太郎町四丁目  
電話 船塙一五四〇番  
振替 大阪五七三五番

大坂市北區福島學舍內

島福島學舍内

關西大學

大阪地方裁判所判事 竹野竹三郎著

# 破産法講話

本書は破産法大家として實務と理論に精通せる著者が破産法全般に亘り特に口語體を以て平易簡明を旨とし其要點を洩す所なく説明せられたるものにして然も法律研究者及實際家に専ら便ならしむる爲隨所に必要な書式を挿入し卷末に破産法條文を添へ猶關係事項いろは索引を附したれば實に斯法の好参考書として無二のものたるべきを信ず

大阪地方裁判所判事 竹野竹三郎著

# 和議法原論

和議法は破産法と姉妹法である、破産法は概ね債權者保護であるに反して和議法は債務者の福音であつて破産を豫防する爲に破綻に瀕せる債務者が總債權者との間に裁判上の手續に依りて債務整理に關する強制契約（少數債權者の不承諾を除して）を締結する事を得る最新の法律である。著者は大阪法衙に於て破産部及和議部共任の重職に位し斯法に造詣深き新進の學者として又實際家として令聞高きの士叢に破産法原論の大著を公にし今亦本書を完成せらる、本書は特に著者多年の経験を緯どし其精研の學理を經として實際的及理論的問題の細大を洩さず之を網羅して明快なる解説を與ふ。殊に其理論的體系の組織たるや寛に完整を極め推賞の外ない、紙數四百餘頁を算し斯法の参考書として現代斯學の權威である。

法學士

辯護士 入江眞太郎著

# 辯護士道德論

法曹界の新人にしてかねて真摯なる篤學者として知られた著者が叢に北米の大學に遊んだ結果齎したのが本書である、本書は識者に發して我國從來の法律教育が只法律解釋學に没頭して法律立法學や法律運用學や、さては法律道德學を全然忘却した態度に就て其猛省を促すと共に世人に對して法律道德學の內容に關して具體的に何者たるかを示して居る、本書は法律に關與する立法官司法官又は辯護士に對してのみならず一般世人にも興味あるものたるは勿論である。

四六版總布上製箱入  
紙數三百八十頁餘

定價金參圓八錢  
內地送料金拾貳圓

定價金拾八錢  
外地送料金拾貳圓

稻森啓造著 耕地整理登記手續

稻森啓造著 特別登記手續

稻森啓造著 不動產登記法釋義

稻森啓造著 特許法要論

稻森啓造著 商標法要論

稻森啓造著 國稅徵收手續

稻森啓造著 川端巖編特許法要論

稻森啓造著 鈴木小野共著供託法釋義

稻森啓造著 北村三郎著競賣法手續

稻森啓造著 奥戸善之助著法律講話集

稻森啓造著 平尾廉平著手形法講話集

稻森啓造著 島山豊吉著銀行簿記

稻森啓造著 浦添爲宗著民法大要

稻森啓造著 浦添爲宗著商法大要

稻森啓造著 浦添爲宗著商法指針

稻森啓造著 浦添爲宗著商法大要

稻森啓造著 浦添爲宗著商法指針

稻森啓造著 浦添爲宗著商法指針

稻森啓造著 浦添爲宗著商法指針

稻森啓造著 商業登記手續總攬

定價金五圓八拾錢  
送料金拾八錢

定價金拾八錢  
送料金拾八錢

稻森啓造著 商業登記手續總攬

定價金拾八錢  
送料金拾八錢

大阪市上北根崎丁三北支店嚴松堂大

大阪市上北根崎丁三北支店嚴松堂大

電話北一大六一三阪大替振三七九一

なか麗うら  
てけ魁わらに春はる  
【越三の月三】

三越の店内は  
盛りです。わけて今春その色に、柄に、復興的新庄氣が満ちくてをります。また

早や新流行の花

春衣大賣出し

は専ら  
實用を主としたお春衣の御用意

に奉仕する三月の行事として、  
今年も一層盛大に催します。な  
ほ前月より開催いたしてをります。

雛人形の陳列

を初め、種々の  
趣味ある催しを行ひて、  
致します。是非御来遊の程お掛けます。

店呉越三

・阪 大・

科豫學大

部門專

關

募集學年 第一學年

出願期間 四月五日マデ

試驗科目 英語、日本作文、代數(商業學校卒業者ハ商算)

試驗期日 四月七日ヨリ四月十二日マデ

西大學學生募集

募集學年 本科及ビ豫科 第一學年

出願期間 三月二十三日マデ

試驗期日 三月二十七日ヨリ三月二十九日マデ

來ル四月新學年ヨリ文學科開講

(詳細第七頁並二十一頁參照)

島福區北市阪大

學大西關

堀佐土話電

〇七五五・九四〇一

山里千外市阪大

學大西關

田吹話電

三二一

會照ニ宛課務教舍學島福上ノ記明(部門專ハ又科豫學大)科學願志ヘ添錢參券郵ハ細詳